　　　日置市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱

　（設置）

第１条　森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第３項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受ける民間事業者（以下「民間事業者」という。）の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、日置市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

　（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、民間事業者の選定に関し必要な事項

　（組織）

第３条　委員会は、委員６人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　鹿児島地域振興局農林水産部の職員のうちから市長が委嘱する者

(2)　公益社団法人鹿児島県森林整備公社の職員のうちから市長が委嘱する者

(3)　産業建設部長

(4)　産業建設部農林水産課の職員のうちから市長が任命する者

(5)　有識者

(6)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

　（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する所掌事項が終了した日までとする。

　（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は第３条第２項第３号に掲げる者を、副委員長は同項第４号に掲げる者をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

２　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

３　委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

　（庶務）

第７条　委員会の庶務は、産業建設部農林水産課において処理する。

　（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

　　附　則

　この告示は、令和３年１月４日から施行する。